

第8号議案

豊後大野市総合計画策定審議会条例の一部改正について

豊後大野市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

提案理由

豊後大野市まちづくり委員会の設置期間満了に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市総合計画策定審議会条例の一部を改正する条例

豊後大野市総合計画策定審議会条例（平成 17 年豊後大野市条例第 276 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（委員の任期に係る経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第 3 条第 2 項の規定に基づき同項第 2 号に掲げる者のうちから委嘱された委員として在任している者は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 3 項の規定による委員の任期の末日まで引き続き在任するものとする。